

## 第 18 号議案

### 桶川市森林環境譲与税基金条例

#### (設置)

第 1 条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 3 号。以下「法」という。）第 34 条第 1 項に規定する施策に要する費用の財源に充てるため、桶川市森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

#### (積立て)

第 2 条 基金は、前条に規定する目的のために譲与される森林環境譲与税（法第 27 条に規定する森林環境譲与税をいう。）をもって充て、基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

#### (管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

#### (運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

#### (繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

#### (処分)

第 6 条 基金は、第 1 条の施策に要する費用の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

#### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年2月21日提出

桶川市長 小 野 克 典

提 案 理 由

国から譲与される森林環境譲与税を森林の整備及びその促進に要する費用の財源に充てるため、桶川市森林環境譲与税基金の設置に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出するものである。